

公益財団法人京都市生涯学習振興財団

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整えることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの 4年間

2 当財団の課題

- ①子育て中の職員や家族の介護が必要な職員が共に増えてきている。
- ②全職員の年次休暇取得率平均は60%を超えるが、各個人の取得率では60%未満の者がいる。
- ③時間外勤務の縮減について、全体的には取り組んでいるが、一部の所属・職員、特定の時期に長時間の時間外勤務が生じる。

3 目標と対策

上記課題について、職員の仕事と生活の両立に資する環境づくりのため、次のように取り組む。

【目標 1】課題①に係る目標

育児・介護に係る休暇・休業制度についての理解を深め、利用促進に向けて制度の周知に努める。

<対策>

- ・法改正の際は規程改定等速やかに対応し、従来の制度とともに、わかりやすくまとめた資料を用いる等、制度の趣旨や変更点等を丁寧に説明し、全職員への周知と理解に努める。
- ・各所属においては、職員への聞き取りや情報提供を積極的に行い、財団本部は各所属の状況を把握し、誰もが制度を利用しやすい環境づくりに努める。

【目標 2】課題②に係る目標

各自が付与される年次休暇日数の60%以上取得を目標とし、職員ひとりひとりの取得率のアップを図る。

<対策>

- ・各所属長に対し、年次休暇取得義務日数及び当行動計画の内容について周知・徹底を行う。
- ・財団本部は全職員の年次休暇取得状況を把握し、定期的に各所属へ情報提供する。
- ・各所属においては、勤務ローテーション作成の際に、全職員に年次休暇の取得希望日をあらかじめ確認するなど、定期的・計画的な年次休暇取得を勧奨する。(例：20日の年休が付与される者は、月1日の年休を取得すれば60%の取得となる。)

【目標 3】課題③に係る目標

時間外勤務縮減のための環境づくりに努め、全職員が時間外勤務の縮減を目指す。

<対策>

- ・事業内容や業務内容の見直しを行い、改善・効率化に取り組んで勤務時間の縮減につなげる。
- ・時間外勤務命令の事前申請を徹底し、申請がない場合は速やかに退勤する。
- ・労働時間を適正に把握し、1か月に35時間以上の時間外勤務が続く職員がいる場合、財団本部は所属長へ、所属長は当該職員への聞き取り等により勤務の状況を見直し、改善を図る。